

第 9 回

那賀 5 町合併協議会会議録

開会 平成 16 年 11 月 25 日 (木)

閉会 平成 16 年 11 月 25 日 (木)

那賀 5 町合併協議会

第 9 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引

議件番号	付 議 議 件 名	頁 数
	開 会	P 3
	会長挨拶	P 3
	会議録署名委員の指名	P 3
協議第 3 号の 3	合併の期日について	P 3
協議第 7 号の 2	新市建設計画策定について	P 1 3
協議第 16 号の 2	町名・字名の取り扱いについて	P 1 5
協議第 42 号の 1	事務組織及び機構の取扱いについて	P 1 6
協議第 43 号の 1	各種事務事業（農林業振興関係事業）の取扱いについて	P 2 0
協議第 44 号の 1	各種事務事業（小・中学校の通学区域等）の取扱いについて	P 2 1
協議第 45 号の 1	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて（給食関係含む）	P 2 2
協議第 46 号の 1	各種事務事業（社会体育関係）の取扱いについて	P 2 2
協議第 47 号の 1	各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて	P 2 3
協議第 48 号の 1	各種事務事業（地域審議会等関係）の取扱いについて	P 2 4
協議第 49 号の 1	各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて	P 2 5
協議第 50 号の 1	各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて	P 2 6
	次回協議会の開催について	P 2 6
	その他	
	閉 会	

第 9 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録

開催年月日	平成16年11月25日(木)					
開催場所	貴志川町立西貴志コミュニティセンター 2階 大集会室					
開会及び閉会時間	開会	午後1時28分	閉会	午後4時08分		
会議録署名委員	奥	順 司	大 森 道 夫	議 長	服 部 一	
出席並びに欠席委員 出席 33名 欠席 3名 凡例 出席 × 欠席	委 員 氏 名		出欠	委 員 氏 名		出欠
	会 長	服 部 一		委 員	原 延 治	
	副会長	中 村 慎 司		委 員	黒 田 七 郎	
	副会長	大 森 道 夫		委 員	仮 屋 肇 昇	
	委 員	根 来 公 士		委 員	岡 田 邦 夫	×
	委 員	藤 永 知 宏		委 員	藤 田 佐 代 子	
	委 員	東 本 耕 輔	×	委 員	山 下 忠 男	
	委 員	榎 本 喜 之		委 員	千 田 弘	
	委 員	奥 順 司		委 員	福 原 信 行	
	委 員	上 野 富 一		委 員	宇 田 寛	
	委 員	南 木 和 子		委 員	津 田 愛 珂	
	委 員	増 田 敏 郎		委 員	西 平 美 和	
	委 員	箕 輪 光 芳		委 員	武 部 善 次	
	委 員	杉 原 勲		委 員	高 田 英 亮	
	委 員	松 井 信 雄		委 員	竹 村 広 明	
	委 員	大 西 洋 太 郎	×	委 員	松 浦 猛	
	委 員	柳 本 益 代		委 員	河 上 泰 三	
	委 員	東 健 児		委 員	田 村 美 代 子	
委 員	丸 井 幸 次		委 員	堂 本 正 秀		
合併協議会幹事	打 田 町	総務課長	中 井 利 明	企画室長	城 口 豊	
	粉 河 町	総務課長	宇 野 康 夫	企画課長	富 松 基 和	
	那 賀 町	企画室長	中 谷 裕 亮	総務課長	鈴 木 年 雄	
	桃 山 町	総務課長	竹 中 俊 和	企画室長	吉 田 靖	
	貴志川町	総務課長	田 村 武	企画情報課長	西 川 繁	
和歌山県関係	那賀郡町村会事務局長		南 貫 児			
	県民行政部長		南 口 勝 彦	地域行政課長	稲 葉 信	
合併協議会 事務局	事務局長	黒 田 敏 弘		補 佐	乾 浩 二	
	次 長	奥 谷 敏 夫		補 佐	杉 本 太	
	参 与	小 島 大		補 佐	栗 本 宗 彦	
	総務課長	栗 山 房 大		係 長	嶋 田 雅 文	
	調整課長	狭 間 秋 友		係 長	松 井 孝 作	
	計画課長	岩 坪 純 司		係 長	中 村 健	
	補 佐	半 田 雅 己		主 事	國 部 毅 聡	
	補 佐	浅 野 徳 彦				
会議の経過	別紙のとおり					

<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>皆さんこんにちは。 開会の時間となりましたので、ただいまより第9回那賀5町合併協議会を開会させていただきます。 委員の皆様方には、ご多用のところ、ご出席をいただきありがとうございます。 それでは、会議に入らせていただきますが、委員の皆様方で本日の資料をお持ちでない方は、事務局までお申し出ください。 ございませんか。 会議次第2、会長挨拶ということで、会長の服部よりご挨拶を申し上げます。 また、会長には挨拶終了後、議長を務めていただき、議事進行方よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長（服部 一）</p>	<p>どうも皆さんこんにちは。 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。 あてやかな紅葉を見る間もなく秋も深まってまいりました。後1カ月ほどしますと正月ということでございます。一日の日がたつのが早いというのが充実した生活をおくっている証拠だという話を聞いております。いかがなものでございましょうか。 本日は、第9回的那賀5町合併協議会を開催させていただきましたところ、大変お忙しい中委員のみなさん方にはご出席をいただきまして本当にありがとうございます。 で、会を重ねるごとに那賀5町の合併に向けていろいろと協議・検討をしていただいてまいりました。大詰めになってまいりました。合併事務局をはじめ、専門部会、幹事会の皆さん、また小委員会協議会の皆さん方は大変合併に向けて前向きにお取り組みをいただいておりますことに敬意と感謝を申し上げたいと思います。 なお、本日を第8回の協議会において提案させていただきました議案につきまして、いろいろとご審議をいただきまして、最終ご確認をいただきたいとこのように思います。ひとつ会の運営につきましては、スムーズに進みますようご協力をお願い申し上げます。 なお、本日も傍聴の皆さん方には大勢ご出席をいただきましてことに敬意を表したいと思います。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>以上で、ご挨拶とさせていただきます。 それでは、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。 ただいまの出席委員は、33名であります。那賀5町合併協議会規約第10条の規定により、過半数の委員の出席を得ておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。 なお、岡田委員さんと東本委員さんと大西委員さんより欠席の旨の連絡をいただいております。 次に、会議次第第3「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員は、那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定により議長が指名することとなっておりますので、奥委員さんと大森委員さんをお願いいたします。 次に、会議次第4、議事の(1)協議事項に早速入らせていただきます。 会議資料の2ページをお開きください。 協議第3号の3「合併の期日について」は第7回の協議会に提案し、第8回協議会において継続審議となっております。調整方針(案)といたしましては、「合併の期日は、平成17年11月7日とする。」ということでございます。このことについてご審議をいただきたいと思っております。ご質問、ご意見ございませんか。 はい、どうぞ。</p>

<p>松浦委員</p>	<p>貴志川の松浦でございます。</p> <p>今日、前回からの継続審議になっておりますこの議案について若干ご意見申し上げたいと思います。</p> <p>会長の挨拶の中にもございましたように、錦秋の秋最中の中、充実した日々をおくと同時に、充実したこの1カ月間それぞれの議会でもまた、町長さんでも貴志川が前回申し上げました意向等々十分ご協議いただいておりますと、今日そういう気持ちでまいりました。</p> <p>その前に、一つ前回の協議会が終わりました後の副会長さんのご挨拶について、若干適当じゃないんじゃないだろうかというように思いましたので、ひとつ苦言を冒頭申し上げておきたいと思っております。</p> <p>そこで、前回議長さんの方で最終お閉めになったこの文言がございます。それは「期日については11月7日ということで当初提案をさせていただいて確認をいただきました。今回のご意見が出てまいりましたけれども、次回も11月7日ということで提案をさせていただいて、先ほどからの提案がございました件も含めて、」これからです。「いろいろご意見をいただいております。最終確認をいただきたい。」と。もっともだと思っております。</p> <p>そこで、私の方からもろもろのこの充実した1カ月間どのようなご審議をそれぞれの議会なりまた町においていただいたのか、このことをまずご報告をお願いしたいとこのように思っておりますので、議長さんの方でよろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 松浦委員</p>	<p>これ松浦さん、各町からのそれぞれのご意見を聞くんですか。代表して私の方から経過。</p> <p>いや、それはいろいろ前回の時どうやってその日が決まったんだとか、小委員会もんか小委員会もんではないのかというような那賀町の黒田委員のご発言もありましたし、また、最終に福原委員さんのお答えがございましたが、改めて重要な審議をするんですから、各町のご意見をいただけたらいいかなもんかと私の方はこう思います。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>松浦委員さんの方からそういう発言でございます。で、これに先立ちまして、1カ月間の経過の中での経緯について、私の方から総合した形の中でご説明をさせていただきます。それに付随して各町からご意見がございましたらお出しいただいたらとこのように思います。</p> <p>既に協議会だより等、あるいは各町の協議会の委員さんの中でいろいろとこの件についてもご検討、話し合いをいただいておりますことと思っております。</p> <p>まず、この期日の話が出ましたのが6月の15日の町長会の折に定例会の後、この事務局から説明をされました。というのは、合併特例法が17年の3月31日であったのが、18年の3月31日まで延長されると、こういう旨の報告がございました。で、その時には各小委員会においてそれぞれの受け持ちの検討をいただいております。町長会でこの期日を決める云々というのではなく、この協議会の中で最終決定を見るんだということで、そろそろ期日の案も相談せないかなというような状況の話がございました。</p> <p>で、改めて5町の町長で合併についての協議会を開くということがございませんでして、定例会の後、5町で協議会についての特に日程の話をするようになったわけでございます。当初、合併が成立するという前提にしますと、合併の期日が早い方がいいのではないかという意見が那賀町さんの方から出されました。というのは、この今度の新市のスタートになりますと、首長・議員の選挙が同一選挙となりますので、一番早い時期に合わすのがどうかということで、那賀町さんは17年の8月21日が満期だということで意見を出されておりました。</p>

で、事務局としては、その当時、17年の9月以降であったら事務的な面、いろいろな面で間に合うだろうという案として出されていたわけなんです。

で、そうしたご意見の中で、特に情報システム、コンピューターの関係が出てまいりまして、事務局を入れて業者との話をしました。で、こういう意見が出ているんだけどもどうだろうということでお話をしましたところ、急げば間に合うとこういうお話でございました。

しかし、急いであるということになりますと、合併の行程からしてどこかにしわ寄せがくるんじゃないかとこういう話をしましたところ、恐らく出てくると。特に税務課あたりにそれが出てくるだろうと。一生懸命がんばってもらうことによってクリアしようと思えばできないことがないかという意見がございまして、次の町長会の後そういった話をしたんですけれども、選挙ということももちろん想定もし、いろいろな状況から考えますと、特に桃山町・粉河町では桃のシーズンであり、真夏であるということからして、できるだけゆとりを持つ方がいいということで避けの方がいいとこういう話でその時は終わっておりました。

しかし、他の小委員会でもそれぞれ確認をされてきておりますので、できるだけ早くということ提案する日を決めたらどうかということ話し合いをしたわけなんです。

で、事務局にも案として事務局がどのような案を持っているかということで提案もいただいてする中に、今度貴志川さんの方から1月案も出ているんだということ意見が出てまいりました。そこで一応町長会としては議会に提案をして議決をいただくという運びになるということからして、議会のそれぞれ町の議会で相談をいただいて、それを持ち寄って提案の日を決めようやないかということ運びになりました。そういう中で各町の全員協議会が開かれまして、次の町長定例会の後、寄って相談をした中に1月案という議会が出てまいりました。で、そこで町長だけで決めるものでもないということもあり、また議長会の方からも提案されまして両方寄って一度意見交換をしようやないかということになって、双方寄った中で話し合いをしました。あくまでもこの協議会において決定するということでもありますので、一番いい期日の提案の方法はどうかということ相談をしたわけなんですけれども、意見がその時は一致もしない面もあったわけなんですけれども、一応11月7日で提案しようということ一致を見て提案をさせていただきました。

その後、いろいろとそれぞれの町でご意見がかわされたようでありまして、特に貴志川町さんにおきましてはご存じのように南海線の廃線の問題が出ておまして大変ピンチになっているという状況の中で、まずこれに専念をしたいと、この時間が欲しいという一つの理由がございました。

桃山町さんにおいても議会の方でいろいろとご検討された結果、1月案ということが出されたということ状況が出てまいりました。できるだけ提案に沿った形にいかないものかということいろいろ協議をいたしましたし、またそれぞれ町の方でいろいろ検討をいただいているものと思っております。

しかし、町長会、議長会また合同の中で確定するというものではありませんので、本日再々提案をさせていただきます、いろいろとそういった面も含めてご意見をいただく中で最終ご確認をいただけたらとこのように思います。大まかですけれども、全体から見た期日の経緯についてはそのような状況でございます。各町さんの方からまた補足あるいはご意見がございましたら、松浦さんの意見に対してひとつ発言をいただけたらとこのように思います。

榎本委員。

打田町の榎本でございます。

本日議長が病気療養中のため欠席しておりますので、議会の全員協議会の内容等を私の方から説明させていただきたいと思っております。

榎本委員

<p>議長（会長 服部 一） 松浦委員 福原委員</p>	<p>10月4日、第7回の合併協議会が終わってからの後に全員協議会を開きまして、町長等から期日の提案の説明を全員協議会でしていただきました。その会において打田町の議員さんは、全会一致で11月7日に賛成であると。そしてまた第8回の協議会の後、後日開かれた打田町議会の全議員の協議会におきましても11月7日で変わらず全会一致で11月7日でもいいという案が出ております。</p> <p>以上です。</p> <p>一応松浦委員、全町にお聞きしますか。どうですか。</p> <p>全町にお聞きいただいたら、ありがたいです。</p> <p>桃山の福原でございます。</p> <p>先般より桃山も全員協議会を開かせていただきまして、1月1日で桃山の方は何とかこの合併協議会でその期日をお願いしたらいいんじゃないかというような状態になってきました。</p> <p>11月7日のこの提案された根拠は非常に見えにくいというか明白でないと個人の立場からかように思っております。この合併というのは5町の歴史的なこれからの改革ではなかるうかというような状態の中において、やっぱり期日、また紀の川市とかそういう名前については非常に先々まで残るといったような感じでございます。庁舎の位置とかそういうことは庁舎は建てかえればそれは別にまた変えられますけれども、この紀の川市を新たに替えるかということもできません。期日も一たん決めて走り出したらこれはもう期日もやっぱり変えることはできないというような中で、かなりやっぱり重要な私意味のある期日であると思っております。</p> <p>そこで、いろいろこの11月7日、なぜこの11月7日にせんなんのかと非常にわかりにくい面があると思います。18年の1月1日とか18年の1月8日のごろ1818で並んだ日にしてもいいんじゃないかと、個人的な意見でございますけれども。</p> <p>ちょっと余談になりますけれども、中国のオリンピックは2008年の8月8日の午後8時に開会式をするそうでございます。何とか中国のオリンピック史上始まって初めてのオリンピックやと思いますさかいに、一応縁起かついたとかそういうような状態の中で私はその開会式が始まるのじゃないかというような感じでございます。そういった意味でも、やっぱり期日というものは1月1日とかいろいろ後に残るといった、印象に残る日にやっぱりもっていったらどうなんかなというような感じでございます。</p> <p>まだある程度また意見はありますけれども、一応終わらせていただきます。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 箕輪委員</p>	<p>松浦委員さんのご提案は、経緯についてということでありますので、福原委員さんのこの11月の提案の根拠についてはまた後ほど説明をさせていただくといたしまして、経緯についてご発言をお願いしたいと思います。</p> <p>箕輪委員。 粉河町です。</p> <p>私たち議会といたしましても、11月7日の提案をいただき、全員協議会その他を開いて意見をお聞きいたしました。その流れの中で、全体で11月7日が一番ふさわしいのじゃないかということで一応議会として進んでおります。</p> <p>合併本来の姿ということで、できるだけ早い時期に、たかが11月と1月の2カ月の差ですけれども、2カ月の間にどれだけの経費がかかるかということ、議員の給与、ボーナス、4役の給与その他でどれだけの経費がかかるか。合併本来の姿は経費の削減その他を本来の目的としておりますので、できるだけ早い時期の合併というのがふさわしいのではないかとということで粉河町議会としてはそういう方向で進んでおります。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>はい、どうも。</p>

<p>部 一) 原委員</p>	<p>那賀町です。 去る19日に当局より議員全員協議会を開いて、11月7日、さらには貴志川から提示されました1月1日案、これについて賛否を問うていただきたいということで全員協議会を開かせていただきました。 結果は、1月1日案に賛成の議員が多数でありました。このことにつきましては、好むと好まざるにかかわらず議会代表として重く受け止めなければならないと思うしております。 以上です。</p>
<p>議長(会長 服部 一) 高田委員</p>	<p>一通りご意見をいただいたんですけれども、松浦委員さん、経緯についてどうでございましょう。 すみません。私の、貴志川町議会としての案でございまして、そういった提案につきましては皆様方互譲の精神ということで、このようにいろいろとご協議、心配をいただきましたことに感謝とお礼を申し上げます。 私たちこの貴志川というの、先ほどからも出ていますように貴志川線の廃線の問題、それから事務局の事務的な問題、電算の問題、また年末選挙になり、住民の参加ももらえるようにというような合併にしていきたいという結論もありますし、予算の面においても統一選挙においては暫定予算も組んでいるとそういうようなこともあり、1月というのは起承ということで決まりのいい日でもありますし、新市の発足にふさわしい日であると考えまして、私たち議会におきましても、また他町村、例えば野上、美里においても1月1日と決められております。 そういったことで1月の方がいいんじゃないかという貴志川町議会での結論を出し、提案をさせていただきました。 そこで先ほども出ておりましたけれども、一応11月7日に提案されたその理由と根拠ですね、それをはっきりと示していただければまた説明もできますし、それもいいんじゃないかなと思います。 それと、町長会と議長会で話し合った結果、決りにくいので議会の方で一度全協も開いてもらってということで町長会の方からこの前意見をいただきまして決めてきてくれよと言われ、次の町長・議長会で報告してくれよということで報告がありました。 桃山、那賀町が全協を開いてくれまして、1月案で決議されております。打田それから粉河町につきましては下ろされておまして、もう最初からもうそういう案で11月7日案で行かせていただきますとそういうような報告があったんですけれども、こういった中で3町の議会が1月で決議されておるとということで、これも踏まえて皆がうまくいくように、また各町長ぎくしゃくの起こらないようないい決定をしていただきたいとそのように思いますのでよろしく願いいたします。 以上でございます。</p>
<p>議長(会長 服部 一) 松浦委員</p>	<p>松浦委員さん、どうでしょう。このぐらいでよろしいですか。 それぞれの議会の充実した中、相当論議をいただいたことに対して敬意を表したいと思うんです。 となつてまいりますと、5町の内ですと3つの議会が1月1日案に賛成だとこのように承っておりますと、本来なら決ったのじゃないかとこのように思うところではありますが、今、高田議長も言われておりますように1月1日案がなかったものだから11月7日案でまとまっているんだと。もつともだと思えます。なかった問題ですから。しかし、今改めて1月1日案というのが多くの皆さん、そして全員協議会の中で、権威のある全員協議会の中で1月1日案、11月7日案それぞれ出された上で決められたということ。これは非常に重く受け止めなくてはならないかと。先日</p>

<p>議長（会長 服部 一） 榎本委員</p>	<p>那賀の協議会で私が申し上げましたように、互譲の精神でもって、そして1町でもやはり合併して良かったな、この日にちにして良かったなというような日にちを選んでいただきたいとこのように申し上げました。そうやってまいりますと、今、ご報告いただきました5町の全員協議会の意見、非常に重たい、このように思うところであります。</p> <p>それを受けまして、議長の方でどのような期日を決めるお計らいを持っておられるのか、私の方は今それぞれの議会に敬意を表しながらありがたく今のそれぞれの決定を受け止めておりますことを申し上げまして、後は議長さんの方のこのどうやって進めていくのかお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>はいどうぞ、榎本さん。</p> <p>すみません。</p> <p>先ほど議会の全員協議会の議会としての流れを説明させていただきましたが、また補足と私の意見を述べさせていただきたいと思えます。</p> <p>まず、11月7日案を提案していただきました合併協議会の事務局さんにつきましては、数ある日にちの中から3月31日まで18年3月31日まで日がある中で最良であろうという日を出していただいたと思っております。それは打田町の議員全員がそう考えて受け止めたわけでございます。</p> <p>その理由の中にも様々な理由等がありましたが、きりのいい日というと1月1日だけではないと思えます。なら、なぜ1月1日なのかと水かけ論になるかもしれませんが、そういうふうなことも考えられます。また、貴志川線の問題につきまして9月末の廃線ということで、この11月7日から1月1日までの間、期間を延ばすことによってそれらに対して何らかの施策的な方法的なものをお考えであるのかなど。それがまったくわからない。これだけ延ばしていただいたら私たちはこういうふうにして努力するから、すまんけれども応援してくれるかというのがまったくわかれへんやないかというのが議員さんの中からもありました。住民のためにも調印してからなるべく早く、一日も早く合併し、新市の発足を見るのが一番いいのではないかとそういう意見等多々出まして、打田町の議会でも11月7日案、合併協議会で提出していただいた11月7日案でいいのではないかとということでございました。</p>
<p>高田委員</p>	<p>貴志川の高田です。</p> <p>今、貴志川線のことにつきまして質問をいただいたんですけども、今日の和歌山新報にも書いて載ってありましたように、存続に向けてかすかな光が見えてきています。そういったことで私たち町民一同、また議会も一緒ですけども、一生懸命存続に向けて取り組みをしております。それはいろいろなことで言うていたら長くなりますのでそういうようなことで一生懸命こういうことでやっておりますのでご理解のほどをお願いしたいと思います。それがなるべくまだ目途がつかまずので、なるべく長く1カ月でも余裕を持っていけたらということで、なるべく早く結論が出たらいいんですけども、そういうようなことで取り組みをしております。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 黒田委員</p>	<p>はい、黒田委員。</p> <p>那賀町の黒田でございます。</p> <p>会長ね、やはり会議とかすべてのことについてやっぱり基本的な原則というものがあると思うんですね。これをひとつ全員お考えいただきたいと思うわけなんです。これから若干申し上げますけれども、お聞きいただきたいと思えます。</p> <p>まず、服部会長ね、第1回的那賀5町合併協議会が平成16年の3月30日の粉河ふるさとセンターで行っておるわけなんです。その時に「合併の期日について」</p>

<p>議長（会長 服部 一） 松浦委員</p>	<p>ということで平成16年3月30日に協議第3号で提案されているわけなんです。調整方針(案)といたしまして、「平成17年の3月31日までの日とする。」と、これで第1回の「合併の期日」というものが提案されているわけなんです。それから、特例法の改正によって以下になるわけなんですけれども。</p> <p>その次に第7回的那賀5町合併協議会が平成16年9月30日に那賀町の総合センターで「合併の期日について」ということで再提案をされているわけなんです。平成16年9月30日に協議第3号の1としてこれまた再提案をされているわけなんです。同じく調整方針(案)は、「合併期日は、平成17年の11月7日とする。」ということであるわけなんです。この時に、服部会長が提案をされまして、「ご質問はございませんか。」ということ尋ねられているわけなんです。そしたら、1人も意見も反対もなしに「異議ございませんか。」「異議なし。」と通っているわけなんです。</p> <p>しかし、「今日は提案いたしますけれども、次回に確認をいたします。」ということで服部会長は雄雄しくやっぱり発言をされているわけなんです。</p> <p>そして第8回的那賀5町合併協議会が平成16年10月28日、桃山町保健福祉センターで開催されてございます。それで同じく9月30日に協議第3号の2として再提案をされているわけなんです。調整方針(案)は、合併の期日はこれまた平成17年11月7日ということであるわけなんです。そこで継続審議ということ確認に至っておらないわけなんです。この時に、いろいろ貴志川町から高田議長さんがご提案をされたわけなんです。それで私の方からただいま松浦大先生が言われたとおり、「一体11月7日の期日ということをどこで決めんな。」と。「なぜ1カ月間ずらしたんな。」と。ここでやっぱり私は桃山町でご質問をさせていただきました。私は正確なお答えをいただけなかったわけなんです。しかし、あんまり多くを言わないということでしたので、その時は済みましたが、そして今日は1カ月間を経過した今日、なお、再々提案をされているわけなんです。</p> <p>会長、ここで基本原則というものを先ほど申しましたとおりもう一度我々は考えるべき必要があるのではないかとこう考えます。私は訴えます。一たん執行部の方から提案された議件について、やはりその件についてご審議をしていただくのが本筋であるわけなんです。執行部から協議会に提案された以上は、もう既に執行部の皆さん方、事務局の皆さん方からこの案が手を離れているわけなんです。協議会に移されているわけなんです。それでその議題について協議するのがこの協議会であるわけなんです。それをいわずらにいろいろ対案を出していくということは、これはおかしい。2つの議題を同時にするというは僕はおかしいと思うんです。それやったら2つの議題を提案すべきなのが筋ではないかと。しかし、協議会に1つの議案として11月7日と調整方針(案)が出されているわけなんです。それについて皆さん方でご協議をいただくということがこれは基本原則であるわけなんです。これをわきまえないで、一応何回も提案されております議題を放って対案を出されているということは、これは会長いかんと思しますので、この点でやっぱり修正をしていただいて、一たん11月7日という提案をされた以上は、これはいけないという否決があつて改めてそれを撤回して、新たにその対案が浮上してくるのがこれはやっぱり原則であるわけなんです。それをやっぱり守っていただかんことには、会議の基本というものが成り立っていないかと思うんです。私はあえてこの問題について訴えます。速やかに議事を本筋に戻していただいて、議長の名においてこの問題を收拾していただきたい。このように強く訴えます。以上です。</p> <p>松浦委員。</p> <p>貴志川町の松浦です。</p> <p>あんまり突っ込んだ議論をしたくないなど。実は前回黒田委員がおっしゃられま</p>
-----------------------------	--

原委員

したように、私はやっぱりこの重大な問題は小委員会で議論して協議会に諮ってくるもんだらうと思ひ込んでおりました。この間、この勉強不足で、自分の勉強不足で今は恥じ入っているわけですが、黒田委員が黒田委員もこの席で「そんな重要なことをどこの小委員会でやったんよ。」と。そして議長の方は、「小委員会云々のどこでということなんですけれども、これは小委員会に付託して協議するという問題ではありません。」と、こんな答弁をされております。それほどの認識しかなかったんです。

これで事務局の方に伺いたいんですが、事務局の方は合併の期日なんてもろもろの問題が片付いたらいつになってもいいんだよと。11月7日の根拠は、日曜日の後だからというだけの根拠です。私の方はわかりますよと。しかし、あなた方が協議第3号の1、先ほど黒田委員が言われましたように、8月30日に提出されておりますこの委員の中で、提案の中でなぜそういう日を選んで提案したかというよりも、もろもろのこれこれしなくてはならない問題がありますと。電算の処理のために何カ月かかりますと。また、あるいはそれを習熟するために何日かかりますと、私は申し上げたはずですよ。今度店を開いたら待たなすですよ。店を開きながらその明るく日、これは望むことではありませんが、いつ大震災が発生するかもわかりませんと。その時に津波の心配、現実に三重県でマニュアルをつくっておきながら合併後この間の地震で津波が発生いたしました。にもかかわらず、待避の指示が旧町ばらばらであったということが記されておりました。そんなことがあってはならないためにも、私の方は再度やっぱり時間に何もあわてる必要がないやないかと。店を開いたら最後、そのことができてませんでは一般の住民に対してどう何をするんですかと。まさに協議会は何をしておったんですかと。日にちありきでその余り慌てたん違いますかというようなことになりはせんだらうかと。

そこで私は先ほど申しましたように、できるだけこの種の問題につきましてはやっぱり嫌だと言うているところ、嫌だと言うよりその日に異議があると言うんなら、その日を一遍考えようやないかと。いわゆる倅啄同時の茶道のお話までいたしました。しかし、この1カ月間経過いたしまして、今黒田委員のご発言にもありましたように一たん決めたんやったら決めたおりにやったらええやないかと。もっともだと思ひます。それは各町議会の中では当たり前の話だと思ひます。会議の原則であることは私は百も承知です。しかし、いろいろな問題を抱えながら5町はやっぱり1つになっていこうじゃないかという時になって、あんまりにもその日に一たん決めたことはこうこうやから、こうでこうでというようなそういう会議運営だけではないんだらうかどうだらうかというふうに思ひますが、しかし、そういうことを言うたところで黒田委員と私の委員とのこの間はせばまりそうでもございせん。

そこで私はそういうことを踏まえまして、議長の方にどうやっていくのか、この会の進行をお願いしたいと思います。

先ほど私は那賀町の議会の経過を説明せよと言われたので簡単にさせていただきました。それに至るまで、私もこの1カ月間、各5町の町長さん、あるいは各5町の議長さんの中へ入りましていろいろな話し合いをさせていただきました。で、原則はやはり提案しているもんですから、これを審査するのは当然だと。そういう話し合いの中で、もし1月1日というのであればこの提案を引っ込めてから出すべきだとかいう話もしております。そういうもろもろの話の中で、私はこの原案を提案しているのであれば、全員協議会は開くべきじゃないということはずっと主張してまいりました。

そして、先ほどからいろいろなご意見を承っておりますけれども、やっておたつて私はきりがな思ひます。それぞれの町にそれぞれ抱えている政治の課題、行政の課題、もろもろの問題があるらうかと思ひます。それが5つの町が1つになる

	<p>うという中で、なかなか語り合えばきりがないと思います。</p> <p>したがって、私はこの問題でそうこれ以上長く時間を費やしても解決する問題ではないと。意見の一致を見るわけにはいかないであろうと。まあこう思いますから、少なくとも各5町から代表者を選んでいただいて、お決めいただければありがたいんじゃないかと。ここでひとつ皆さんにそういうご決議を願って、どう回答が出ようがそういう形にしていくことが一番いいんじゃないかなとこう思います。</p> <p>そこで、私はいろいろこの1カ月の中で何度となく会議をした経過も踏まえた中で申し上げているわけですから、その辺のところをよく各町長さん方も、各町の議長さん方もおわかりいただいているわけですから、ひとつその辺のところをご配慮していただけたらなとこう思うわけなんです。</p> <p>だから、私は先ほど那賀町の議会は1月1日でしたよと申し上げましたが、それは確かにそのとおりです。それはいいか悪いかは別問題です。議会が多数で決めたことが議会の代表として重く受け止めなければならない。それは法に触れない限り、それは私は民主政治の根幹だと思っておりますからそう申し上げました。だけど、全部の町の意見を総合して決めるべきであるから、そう決るといことは確定できませんとこのようにもお断りを申し上げてきております。ですから政治的な考え方が裏に見えかくれするような意見がいろいろ出ておりますけれども、それをあまりどんどん出していくなかなか詰まる話も詰まりにくいということになりませんかということをお断りしておりますので、どうぞこの辺のところ意見がなければ各町から代表者を選んでいただいて話を進める方向へやっていただければありがたいとこう要望いたします。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>それぞれ適切なご意見をいただいております。で、私も黒田委員さんのおっしゃるとおり、基本線に沿った形でこの期日のいろいろとご意見をいただきたいというのは本音でございます。しかし、2回にわたって継続をしております。で、その1つの裏には考え方もあるという中で、互譲の精神ということも含める中で皆さん継続に賛成されたと思います。しかし、その間においていろいろと検討され、協議をいただいているものと私も思っております。</p> <p>で、他の委員さんの方からこの期日について、提案した期日についてご意見、まずいただきたいと思っております。どうでしょうか。なければ原委員さんのおっしゃる件についてお諮りもさせていただきたいと思っております。</p>
<p>仮屋委員</p>	<p>仮屋委員。 那賀町の仮屋でございます。</p> <p>先ほどからこの問題についていろいろとご意見が出ております。そうした中で私も考えるのには、全国で最近いろいろな市町村が合併をし、新しい町「市」が生まれる。また、県下でもそういうことになっております。</p> <p>そういう中で既にこの那賀郡の5町も紀の川市という名前まで出来ました。いよいよ合併ということに進んでおります。そういう中で先ほどから松浦委員、あるいはまた他の委員さんからも言われておりましたが、この新紀の川市が一日も早く布石を完了して、それから全国あるいは全県下の市の信用というものをつけていかなければいけない。またその中で新しい市の市民が新しい紀の川市ここに住んで本当によかったという新しい市制をつくっていかなければいけない。こういう問題が多く山積をしておる中でこの資料の中にも出ておりますとおり互譲の精神がはっきりと書かれております。そういうことでいろいろな意見も出ておりますが、今那賀町の原委員の方からも言われましたとおり、ひとつこの辺で喧喧諤諤いろいろなご意見があろうと思っておりますが、各町から代表で出ていただきまして、円満に早いこと決めていただきたいと。できうれば町長さん方でご無理をお願いして代表として出ただけであれば結構かと思うんですが、この点についてよろしくお取り計らいを願</p>

議長（会長 服部 一）	<p>いたいとこのように思います。</p> <p>他にご意見がないようでしたら、今、原・仮屋委員さんの発言のあったようにいろいろ検討をしていただいたということを前提として、各町から代表者で出たいただいて、最終話をしていただいて皆さんに報告するというような形をとったらどうかという提案が出されておりますけれども、これについてどうでしょうか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>そうですか。</p> <p>では、異議なしという声が多いようでございますので、そういった運びにさせていただきますたいと思います。</p> <p>では、各町から2名ずつ町長さん方という仮屋委員さんの話もあったんですけども、町長で話し合いをするというのと2名ずつというのとどちらかでどちらにさせていただきますましょう。2名でよろしゅうございますか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>では、各町2名ずつ相談をしていただく方を選んでください。</p> <p>ちょっと休憩しますので、各町で相談してください。</p> <p>（ 休憩 午後2時21分 ）</p> <p>（ 再開 午後2時25分 ）</p>
議長（会長 服部 一）	<p>再開して会議を続けます。</p> <p>先ほどから各町2名選出をいただいてご協議をいただくということに決定しております。それぞれ各町から2名の委員さんを報告いただきたいと思います。建制順にいきます。打田町からどうぞ。</p>
根来委員 議長（会長 服部 一）	<p>打田町は、榎本委員と私。</p> <p>次、粉河町さん。</p>
箕輪委員 議長（会長 服部 一）	<p>私箕輪と町長が・・・。</p> <p>はい、那賀町さん。</p>
東委員 議長（会長 服部 一）	<p>私東と仮屋さん。</p> <p>では、桃山町さん。</p>
山下委員 議長（会長 服部 一）	<p>宇田委員と議長の福原委員。</p> <p>貴志川さん。</p>
中村委員 議長（会長 服部 一）	<p>高田委員と私。</p> <p>もう一度申し上げます。</p> <p>根来委員さん、榎本委員さん、服部、箕輪委員さん、東委員さん、仮屋委員さん、福原委員さん、宇田委員さん、中村委員さん、高田委員さん。</p> <p>ご相談ですけれども、振興局長さんに加わっていただいたらというご意見が出ておりますがよろしゅうございますか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p>
議長（会長 服部 一）	<p>はい。では、この11名によって、提案しております「期日」についてご相談をして報告をさせていただくことにいたします。</p> <p>できるだけスムーズにご相談いただけるようお願いを申し上げます、暫時休憩をさせていただきます。</p> <p>（ 休憩 午後2時27分 ）</p> <p>（ 再開 午後3時03分 ）</p>
議長（会長 服部 一）	<p>休憩前に続きまして、引き続いて会議を開きます。</p> <p>提案をさせていただきます「合併の期日について」いろいろ協議会でご意</p>

	<p>見をいただきました。その上で各町2名の委員さんを選任をいただきまして、その上に堂本振興局長さんを加えて11名でということでご決定をいただいて、別会議室で協議をいたしました。振興局長さんを座長としているいろいろと意見交換をいたしました。</p> <p>最終提案どおり、「合併期日は、平成17年11月7日とする。」ということで見ました。</p> <p>いろいろとご意見の中で最終互譲の精神をもってということを決断をいたしましたことを報告させていただきます。</p> <p>では、お諮りします。</p> <p>協議第3号の3「合併の期日について」は、17年11月7日とすることに確認したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり。)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、調整方針(案)のとおり期日は確認されました。</p> <p>次に、3ページをお開きください。</p> <p>協議第7号の2「新市建設計画の策定について」は、第8回協議会において提案させていただいております。</p> <p>調整方針(案)といたしましては、「別添、那賀5町新市建設計画のとおりとする。」ということでございます。</p> <p>このことについて、何かご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>榎本委員。</p>
<p>榎本委員</p> <p>議長(会長 服部 一) 事務局(計画課長 岩坪純司)</p>	<p>「別添那賀5町新市建設計画のとおりとする。」前回この辺はこういうふうに直していただきたいというものは加味されておるのでしょうか。その辺だけ。</p> <p>事務局。</p> <p>計画課の岩坪です。</p> <p>ただいま榎本委員よりご質問がありましたものでございますが、前回の内容と変えてはございません。いろいろ意見もいただいたわけでございますが、内容については何ら変更は加えておりません。以上でございます。</p>
<p>榎本委員</p> <p>議長(会長 服部 一) 事務局(計画課長 岩坪純司) 議長(会長 服部 一) 松浦委員</p>	<p>ということは、前回提案されたままの状態ということですね。それ確認だけでも。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>そのとおりでございまして、変更はないということでご理解いただきたいと思えます。以上です。</p> <p>ご了解いただけますか。</p> <p>他にございますか。松浦委員。</p> <p>貴志川の松浦です。</p> <p>変更がないということですので、そうやってまいりますと私の方、この前申し上げましたように、今度新しい市において首長さんなりまた議会の方で前回言っておりますような要望が、文書にはここではなっても十分配慮していただけるのかどうかと。今日あるものですから改めて読んでまいりました。これはやむを得んと思うんですが、3ページには那賀5町は紀の川水系によって結ばれ、また和泉山脈と紀伊山地に囲まれた共通した風土のもとに形成されておるとこう記されております。これはやむを得んことだと思います。地形的に見ましたらそうっておりますが、だとするならば、私はやっぱり貴志川町として皆さん、例えが悪いんですが、古い米に虫がわくと、その虫は北を向いて歩くとこのようなことを昔から言われております。どうか貴志川町も北を向いて歩けるような施策を新しい市において行っ</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ていただきたいと。このことを、原案はそのままでおっしゃるんですから、あの時、原案を異議なしで通したじゃないかというような杓子定規な解釈はやめていただきます、どうか温かい目を持って角虫の仲間に入れてもらいたいと。</p> <p>京奈和自動車道、私この前申し上げたんですが、計画図だけが先行していると。それは公団がつくった計画図ですから。そうなってくるとそれに向けてのアクセス道路、何遍も言いませんが岩出へ行ったらいいんじゃないかと言われればそれまでです。どうかそこをこういう意見もあったなど、新しい市の議会において今申し上げている意見を反映されるよう心からお願いいたしまして私の発言を終わります。</p> <p>松浦委員さんよりの要望を兼ねたご意見がございました。まったく新市に向けてはそのとおりだと思います。共々その方法で進めていただきたいと思います。</p> <p>では、お諮りいたします。</p> <p>「新市建設計画の策定について」は、調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。</p>
<p>丸井委員長</p>	<p>(「異議なし。」の声あり。)</p> <p>異議なしということでありますので、調整方針(案)のとおり確認されました。</p> <p>ここで、丸井委員長より小委員会解散の提案がございますので、丸井委員長どうぞ。</p> <p>ただいま協議第7号の2で私ども小委員会で協議し、決定しました那賀5町新市建設計画(案)が本日の協議会でご審議をいただき、原案どおり確認をいただきました。</p> <p>先ほど、貴志川町の松浦委員さん、それから打田町の榎本委員さんからもいろいろ発言があるわけなんですけれども、我々委員会の中では、やはり5町を見据えた中で1つの町ということじゃなしに、お互いに考えながらやっていこうということで、外郭案だけはこしらえました。今いろいろな細かい意見はいろいろあります。それについては新市の方でまた協議をしていただきたいとこのように思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。</p> <p>また、那賀5町合併協議会新市建設計画策定検討小委員会規程第2条に規定されている新市建設に対する住民意識調査に関することにつきましても、既に事務が終了いたしておりますので、私ども小委員会の任務はすべて終了することになりますので、本日をもって解散させていただくことをご審議賜りたいと、このように思います。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>議長の方でどうかよろしくお取り計らいをお願い申し上げます。</p> <p>ただいま丸井委員長より協議第7号の2「新市建設計画策定について」ご確認をいただきましたことから、新市建設計画策定検討小委員会の任務のすべてが終了いたしましたので、小委員会を解散したい旨の提案がございました。</p> <p>皆さん方にお諮りをいたします。</p> <p>新市建設計画策定検討小委員会の任務がすべて終了したため、小委員会を解散することにご異議ございませんか。</p>
<p>丸井委員長</p>	<p>(「異議なし。」の声あり。)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、新市建設計画策定検討小委員会はすべての任務を終了し、本日をもって解散することが確認されました。</p> <p>ここで改めて委員長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>小委員会解散に当たりまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。3月30日の第1回合併協議会で私たち小委員会に付託されました新市建設計画策定につきましては、各委員が新市の目指すまちづくりの指針となる重要な計画であることを認識し、活発な意見交換や協議を重ね、取りまとめを行ってまいりました。</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>本日の協議会においてご審議いただき、原案どおりご確認いただきましたことに対しお礼を申し上げます。これも協議会委員の皆様はじめ、関係各位のご理解、ご協力のたまものと深く感謝をいたしております。</p> <p>最後に、委員長としての重責を果たすことができましたことに重ねてお礼を申し上げ、簡単措辞でございますがご挨拶といたします。</p> <p>本当にありがとうございました。</p> <p>ただいま、丸井委員長より小委員会を解散するに当たり丁重なるご挨拶をいただきました。丸井委員長はじめ小委員会の皆様方には重要かつ困難な項目を協議・調整するに当たり、大変なご苦勞をいただき、めでたくその役割を成し遂げていただきましたことに心よりお礼を申し上げます。長きにわたり本当にご苦勞さんでございました。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>それでは、次に進ませていただきます。</p> <p>協議第16号の2「町名・字名の取扱いについて」、これも前回の協議会において提案させていただいております。</p> <p>調整方針(案)について、事務局より説明願います。</p> <p>協議第16号の2「町名・字名の取扱いについて」ご説明をいたします。</p> <p>会議資料の4ページをお開きください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <p>(1) 桃山町及び貴志川町については、新市の名称の後に現行の町名を付し、冠称の「大字」を削除した名称といたします。</p> <p>(2) 打田町、粉河町及び那賀町については、新市の名称の後に冠称の「大字」を削除した名称といたします。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいま、事務局より説明いたしました「町名・字名の取扱いについて」の調整方針(案)について、何かご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(「なし。」の声あり。)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
<p>山下委員長</p>	<p>よって、「町名・字名の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認されました。</p> <p>ここで山下委員長より、小委員会解散の提案がございますので、山下委員長。自席から失礼をいたします。</p> <p>ただいま、私の方から提案させていただいております小委員会の解散につきまして、具体的に提案を申し上げます。</p> <p>ただいま、「町名・字名の取扱いについて」ご確認をいただきましてありがとうございます。これをもちまして私ども新市の事務所の位置等検討小委員会に協議を付託されました「新市の事務所の位置の選定に関する事」、「新市の名称の選定方法等に関する事」並びに「町名・字名の取扱いに関する事」の3点につきまして、無事任務を終了することができました。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>つきましては、本日をもって新市の事務所の位置等検討小委員会を解散させていただきたいと存じますので、この件につきましてよろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上。</p> <p>ただいま、山下委員長より、協議第16号の2「町名・字名の取扱いについて」ご確認いただきましたことから、新市の事務所の位置等検討小委員会の任務がすべて終了いたしましたので、小委員会を解散したい旨の提案がございました。</p> <p>皆さん方にお諮りいたします。</p> <p>新市の事務所の位置等検討小委員会の任務がすべて終了したため、小委員会を解散することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり。)</p>

<p>山下委員長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、新市の事務所の位置等検討小委員会は、すべての任務を終了し、本日をもって解散することが確認されました。 ここで、委員長より改めてご挨拶をお願い申し上げます。 一言皆さん方にお礼を申し上げます。 私ども小委員会に付託されました事項は、市町村合併の協議項目のうち、特に困難かつ重要な協議項目がございました。また、住民の皆さんにとりましても大変関心の深い協議項目でございまして、協議会の委員の皆さん方をはじめ、関係各位のご理解を重ねて賜り、4月以来7回にわたり委員会の会議を経て本日ここに協議会の場において確認をいただいたことをまことにありがとうございました。小委員会といたしましても、この重責を果たすことができましたことを、委員はじめ、委員長として改めて皆さん方に深くお礼を申し上げる次第であります。 最後になりましたが、当委員会として皆さん方に代わりましてお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ただいま、山下委員長より小委員会を解散するに当たり、丁重なるご挨拶をいただきました。山下委員長はじめ委員の皆様には、協議・調整をするに当たり大変なご苦勞をいただきましたことに心より厚くお礼を申し上げます。 長い間、本当にありがとうございました。 それでは、次に進ませていただきます。 協議第42号の1「事務組織及び機構の取扱いについて」、これも前回の協議会において提案させていただいております。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>調整方針(案)について、事務局より説明願います。 会議資料の5ページをお開きください。 調整方針(案)といたしまして、 （1）現在の打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の庁舎を有効活用するため、本庁機能を分散するとともに、それぞれに支所もしくは分室を置き、住民サービスが低下しないよう十分配慮いたします。 （2）行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう整備いたします。 （3）責任の所在が明確で、指揮命令系統がわかりやすい事務組織及び機構といたします。 （4）緊急時に即応できる事務組織及び機構とする。 というものであります。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 原委員</p>	<p>ただいま、事務局より説明しました「事務組織及び機構の取扱いについて」の調整方針(案)について、何かご質問・ご意見はございませんか。 原委員。 調整方針(案)の中の4番で、緊急時に即応できる事務組織及び機構とするとあるんですが、その前段で各旧町の庁舎を有効活用するために本庁機能を分散するというので、今まで協議会の中でもいろいろな説明を受けてきておりますが、そういう状況でいくとするならば、この4番の緊急時における即応できるような体制になるかどうかという問題と絡み合いがあると思うんです。その辺のところを一遍事務局どう考えているのか説明ください。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 事務局（総務課長 栗山房大）</p>	<p>ただいまの原委員の質問に対して、事務局。 原委員のご質問にお答えいたしたいと思います。 緊急時に即応できる事務組織機構と、各庁舎、旧庁舎を有効活用するために分散する、機能を分散するということについてのその兼ね合いについてどうなるのかというご質問だと思います。</p>

議長（会長 服部 一）
原委員

本庁機能、当然一極集中で1つの本庁内にすべての本庁機能が集約されることが最も望ましいわけですが、委員会でも申し上げましたが、庁舎の職員の収容能力の問題が少しこのままでは本庁舎としては狭隘であるという問題等もございまして、どうしても分散する必要があるということで、たまたまそれぞれの旧庁舎が十分使用に耐えられる庁舎であるということから、それを有効活用していこうということで本庁機能を分散することになったわけでございます。

それで、ご質問の緊急時に即応できる事務組織、当然緊急時に即応する場合にはそういうことで一極集中であればあるほど機能がスムーズに流れるわけですが、そういった形にはならないということで。実は、ちょっとこれ前回提案させていただいておりますので、第8回の資料をお持ちの方はちょっと見ていただきたいんですけども、23ページに事務組織の機構図(案)ということで1つのイメージ図を示させていただいているわけなんですけれども、その中に消防防災課というのが総務部の中に配置されてございます。そういったことで今まで5町はそれぞれで、恐らく総務部総務課の管轄下の中でそういった業務について対応していたと思うんですけども、専門的な課を配置してこの消防防災課を中心に、不測の例えば地震でありますとか、あらゆるその災害等に備えるようなそういうこの課が拠点になるとそういう考え方の中で第4番目に緊急時に即応できるそういう組織機構を考えていこうということを入れさせていただきました。

以上でございます。

原委員さん。

僕が言いたいのは、当初この協議会が発足した時には、打田町を中心に、打田町の庁舎を中心に本庁機能が集約できると、290名までできますよと。附属建物を使いながらできますよとこういう最初はお話だったんですね。提案だったんですね。それがいつかわからぬ間に機能を分庁方式でやっているということに変わっているんですね。その時にも私は同じようなお尋ねをしています。なぜそういう非効率的なことをするのかというお尋ねをしています。

今回のこの合併は、民意を反映してできるだけ財政的に効率的な合併をしようというのが基本でしょう。ですからこの合併の時期もいろいろ議論はありましたけれども、早い方が良からうという結論が出たんでしょう。そういうふうな効率的に行政をスリムにしてやっていこうという中で、この分庁方式でいくということが本当に正しいのかどうかということを考えた時に、私は少し合点はいかないなと。それならばなぜ当初290名まで収容できますよと、1人の職員のスペースはこれだけありますよと、内改造すればありますよとこう言われたわけですから、私も途中で何回か案が変わってきた段階で申し上げてきております。しかしながらそれはもうまったく取り入れられておらないということでもありますし、私は機能的にはやはりそれは今の打田の庁舎を中心として附属建物を改造すれば当初十分いけたという案があるんですから、そういう方向で考えてもらいたいという意見が少しも反映されておらないなと。合併本来のそういう地方行政の改革をやっていくんだと。住民負担を少なくしていくんだと。合併の理念というものをもう少し私は考える必要があったんじゃないかと。これはもう今日初めて言うんじゃないですよ。何回も言っていますよ。そうやけどまったくそれは取り入れられておらないということにね。

だから打田町のお姫さんの羽織を脱がし、着物を脱がし、はかまを脱がして皆各町に持っていくんですかと。それじゃ本当の住民のための合併じゃないじゃないですかと。こういう意見に少し耳を傾けていただいてもいいんじゃないですかというのが私の考え方なんです。どうですか。

事務局。

議長（会長 服部 一）

事務局（総務課長 栗山房大）

今の原委員さんのご質問にお答えいたしたいと思いますが。

今、原委員さんご指摘の件につきましては、新市の事務所の位置の検討小委員会におきまして、新市の事務所位置という項目の中の3つ項目があったと思うんですね。それが1つは本庁舎をどこにするかということ。これは打田町役場ですよということになりましたね。その後、庁舎機能をどういう形にもっていくかというのがその事務所の位置の一つの要因でした。後もう一つは、新庁舎をどうしようかと、建設をどうしようかと。これも10年以内に、あまり早い時期じゃない10年以内に何とか建てようかということになったと思います。

その中で、分庁方式じゃないです、新市の庁舎方式については機能をどうするかということについては、委員さんで皆さん十分ご議論いただいたと思います。それにつきまして、当然事務局として最初その各庁舎の面積ですね、各庁舎のここは何平米ありますよ、貴志川町は何平米ありますという全部面積も出しまして、それを職員で大体平均的にいったらどれぐらいの面積がいるということで、確かに今原委員さんがおっしゃいました収容は可能だと、そういうところからスタートしました。議論は。ですから、事務局として申し上げたいのは、一極集中の本庁方式の集中型であろうとそれを分散していく分散型であろうと、それは可能ですよという事務局としてはスタートしているわけなんです。それで議論をいただいて、その形として結果、小委員会の中では本庁方式をある程度本庁機能を分散していく、打田町の庁舎に入る職員がある程度余裕を持って仕事をできるようなスペースを確保する、あるいはそこにはまた各5町間の職員の数の合併当時にはそういうバランスというのですか、そういうのを少しは考えようと。そういった中で本庁方式は本庁方式ですけれども、分散型をとろうとそういうご意見の中で話が進んでいったんだと私は思っております。

そういった中でその分散されるそれぞれの部門についてどうしようかということでも4つの部門が出てきたんですけれども、これも最初私どもが出していた案じゃない、ちょっと違う形に確かに変わってきたこともありました。その時に原委員さんからもご指摘もいただきましたけれども、それもありました。

いろいろどれがいいだろうと、より良いものを求めて今事務局としては提案をさせていただいたつもりでございます。

そんな中で各委員さんのご審議のもとに、4つの部門を分散しようということこれは小委員会の中でこれは決定されたことだと私は理解しています。

それに沿った形で、本日ご議論いただいておりますのは、事務組織及び機構ということで、それに沿った形でそれぞれの機能をどのような形で配置していくかという今日提案でございます。

そういうことでございますので、今ご指摘のございます事務所の位置関係のその3項目につきましては、小委員会の方で審議をいただいでご決定をいただいで、さらには協議会で十分ご確認をいただいた上のことだとそういうふうに理解をしておりますので、よろしく願いいたします。

原委員

だから、あの時は私の意見はまったく少数意見として取り上げられなかったというのがこれは事実です。しかしながらその時に申し上げているのは、山下委員長からもお聞きしたのは、最終的にこの事務組織を立ち上げる段階で考えましょうというのは、私が提案したことは、例えば農林水産部なら農林水産部の部長さん、次長さんぐらいは本庁に詰めるんじゃないですかと。あるいは産業経済は産業経済でそういうことにするんじゃないですかと。そうしてそこで本庁で議論があってやられるべきじゃないかと。毎日分庁舎へ行って、そしてそこから本庁舎へ行くというような無駄を繰り返すんですかということを私はお尋ねしてあるんですね。

その時の答えが、組織・機構をつくる段階でその辺のところをよく考えますというお返事をいただいであるんですよ。だからそれはどう考えておられるのかとこう

事務局（総務課長 栗山房大）

ということなんです。

今、原委員ご指摘のように小委員会におきましてその課を配置、あるいは部を配置するにあたって、その部長を本庁に置く、あるいは課長までを本庁に置く、そういうことをどのような形で考えているのかとそういうご質問がございまして、私はその時には、部長、課長あるいは係長、課員に至るまで1つの庁舎内に配置されるのが最もスムーズに事務が流れるし効率的であると。これは当然のことでありませうけれども、でも、そうできない場合においては、それを最も効率的なその中で、条件が限られている中で効率的な方法を採用すべきであるとそういうふうに考えますというお答えを申し上げたと思います。

その中で、この事務組織機構については、実際、事務局が中心になってやっているように、決めているようにお考えかもわかりませんが、これは実はちょっと今組織機構を作成しているそういう手順と言うんですか、それをちょっと申し上げたいと思うんですけれども。実はこれは小委員会の結果が出まして、庁舎を分散するということが決りまして、それを受けて8月の幹事会におきまして5町の総務課長とそれから事務局とで素案を作成して、最終的に幹事会で検討して、それで決定していくとそういう手順がまず大きい手順が決められました。それで8月、9月、2カ月にわたって総務課長と事務局とで素案作成をやりました。細かい作成の内容については、今日この場で申し上げると長くなりますから申し上げませんが、いろいろな部門部門についてたくさんのご意見をいただいて調整してやったわけです。その中で、一番最初に部長、課長、あるいは係長ということはないでしょうけれども、そういった本庁に部長を配置するそういったのはどうかというご意見は小委員会の方でありましたということはもちろん申し上げました。その中で皆さん方のご意見として、やっぱり部長も部のあるそれぞれの課員と同じところに配置されるのが一番部として、あるいは課として効率的じゃないだろうかと。さらには部長会議なるものを週に1回本庁に部長さん方が集合するとか、あるいは何日かここでは言えませんが、一番いい日数のそういうのを選んで会議を定期的に関いていくようなそういうシステムを考えていくのも一つではないだろうかと。そういったいろいろな協議がありまして、この事務組織機構をつくったわけでありまして、原委員のそのご指摘のありましたその意見につきましてまったく無視してこれをつくったとは私は思っておりませんのでご理解をよろしくお願いしたいと思います。

原委員

私から言わせれば、無視されたんだなとこう思っております。でなければ、今日はこの提案を説明していただいた段階で小委員会でいわゆる分庁方式をとることを承認された段階でこういう意見がありました、これをこういうふうな処理をしましたという説明をいただいても私は当然じゃないかなとこう思うんです。本来から言えばね。ですから、意見は聞くけれども、原案は一つも曲げませんよとこういうふうに私は見えて仕方ないんです。

先ほどからの期日の問題も含めて、すべて私はそういう方向で動いているなど。だから、ここへ委員として私らは参加をさせていただいておりますが、考なく原案は認めなさいとそういうことでしょうか。それに対してこう調整をしたらいかがですかという意見を申し上げても調整にならないでしょうか。だから、何のためにこれだけの1号委員から5号委員までを集めて日にちを潰してやっているのか。全部、民意を反映していますよということを表へ出したいからやっているんでしょう。しかしまったく民意は反映されておらんでしょう。これが現実のこの協議会の中身じゃないですか。

私は変えろとは言いませんよ。言いませんが、もっと今までにそれは汲むべきことであつたのではないですかと。だから、当初から私は意見は申し上げてきているんです。その辺のところは私はもう少し各委員の意見を重く受け止めて、中をどう処理したらいいんかということに頭を痛めてもらいたい。いかに原案を通すかと

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ということで頭を痛めるよりも、最もいい方法を採用するんだということで頭を痛めていただきたい。私はそう思うんです。 もうここから先は言いません。結構です。 もうご理解いただいたものとして、この42号の1について他にご質問ございませんか。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>（「なし。」の声あり。）</p> <p>異議なしと認めます。 調整方針(案)のとおり確認する事にご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。）</p> <p>調整方針(案)のとおり確認をされました。 次に、協議第43号の1「農林業振興関係事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案を出していただいております。 事務局より説明を願います。 会議資料6ページをお開きください。 調整方針(案)といたしまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）農業振興地域整備計画及び森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は、現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。 （2）農業振興地域整備促進協議会については、合併時に再編し、農業振興協議会等については、合併時に廃止する。 （3）経営対策体制整備推進事業については、現行のとおり実施することとし、計画策定会議については、新市において再編する。 （4）土壌改良補助事業については、合併時に廃止する。 （5）農業経営管理合理化推進事業補助金については、合併時に一元化する。 （6）水田農業構造改革対策推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、平成18年度で事業が終了するため、以降については国の新制度に基づき検討する。 （7）打田町ふれあい水田創生事業及び粉河町水田営農活性化対策奨励補助事業については、合併時に廃止する。 （8）果樹対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 （9）有害獣被害防止対策事業については、合併時に一元化する。 （10）有害鳥獣駆除事業については、新市において引き続き実施する。なお、実施団体への補助金等については、新市において調整する。 （11）農業振興関係団体及び林業振興関係団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとする。ただし、独自の団体については、現行のとおりとする。なお、団体への補助金等については、新市において調整する。 （12）那賀町特別栽培農産物認証制度については、合併時に廃止する。なお、新市においては、県の認証制度により実施する。 （13）農林産業まつりについては、新市において調整する。 （14）国及び県の農林関係補助事業で合併時に継続している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、継続しているものは現行のとおりとし、合併後新たに行う事業については、新市において一元化する。 （15）農業施設基盤整備事業（町単独事業）については、新市において一元化する。 <p>というものであります。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明について、何かご質問・ご意見ございませんか。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>（「なし。」の声あり。）</p>

<p>部 一) 松浦委員</p>	<p>松浦委員。 松浦です。 質問をしておきたいと思います。 今の問題で、2点目に書かれております2番目の問題ですが、農業振興地域整備促進協議会については、合併時に再編しと、その次、農業振興協議会等については合併時に廃止することになっていきますの、これはこの農業振興地域整備促進協議会に入っていくということに解釈してよろしいのでしょうか。 というのは、貴志川町には現在農業振興地域整備促進協議会というものがないものですからそれが1点と。 それから、14番目に国及び県の農林関係補助事業で合併時に継続している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐと。なお、受益者負担については、継続しているものは現行のとおりとし、合併後新たに行う事業については、新市において一元化するとこうなっておりますが、一元化というのはどのような形に一元化するのか、それだけお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 事務局（調整課長 狭間秋友）</p>	<p>事務局。 調整課です。ただいまの質問なんです、農業振興地域整備促進協議会、これは合併時に再編すると。それからもう一つは農業振興協議会、これは合併時に廃止するという調整方針(案)ですが、実は農業振興協議会と申しますのは、これは非常に重要な組織でもございます。 ところが、現5町の中では実質機能のしていない町がございます。そういうことでこの農業振興協議会は一たん廃止をいたしますが、この協議会は先ほども申し上げましたが非常に重要な組織と認識をいたしておりますので、一応新市におきましては農業振興地域整備促進協議会、これらの組織等を検討しながら調整しまして、新たに組織を再編させていただくと、そういうことでございます。 それから、もう一つの質問なんです、受益者負担については継続しているものは現行どおりですが、新市において新たな事業については一元化するという調整方針(案)です。で、これにつきましては当然各町におきまして補助金等の扱いについては格差というのですか統一されておられません。そういうことで現在の事業についてはそのまま引き継ぎますが、新市におきましてはそういった部分も統一を図らなければいけないと。そういうことで新市において一元化するという調整方針でございます。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>どうですか、よろしゅうございますか。 他にございませんか。 では、43号の1については、異議がないものといたしまして、調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」の声あり。)</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>調整方針(案)のとおり確認されました。 次に、協議第44号の1「小・中学校の通学区域等の取扱いについて」も、前回協議会において提案をさせていただいております。 事務局より説明願います。 会議資料8ページをご覧ください。 調整方針(案)といたしまして、小・中学校の通学区域については、当面、現行のとおりとする。ただし、新市において状況に応じて通学区域を調整するというものであります。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>以上で説明を終わります。 ただいまの説明について何かご質問・ご意見ございませんか。 (「異議なし。」の声あり。)</p>

<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>異議なしと認めます。 では、協議第44号の1について確認することにご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。）</p> <p>調整方針(案)のとおり確認されました。 次に、協議第45号「学校教育関係の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。 事務局より説明してください。 9ページをご覧ください。 調整方針(案)といたしまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康診断については、学校保健法に基づき、合併時に統一する。 (2) 学校の学期制については、合併時は三学期制、二学期制の両学期併存とするが、新市においてできるだけ早い時期に統一できるよう調整を図るものとする。 (3) スクールバス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4) 学校給食事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者負担については、新市において調整を行うものとする。なお、未実施校については新市において検討する。 (5) 体育文化活動派遣補助事業については、合併時に統一する。 (6) 私立幼稚園補助事業については、合併の日の属する年度は旧町の例によるものとし、翌年度以降については、新市において速やかに補助要綱を策定する。 (7) 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (8) 粉河町育英事業については、合併時まで廃止する。 (9) ヘルメット支給事業については、新中学1年生及び自転車通学を必要とする小学生に無償支給する。 (10) 新入学・卒業児童生徒記念品贈呈事業については、合併時に統一する。 (11) 教育相談事業、適応指導教室及びスクールサポーターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (12) 要保護・準要保護児童生徒の就学支援及び特殊教育就学奨励費については、国の制度に準じて実施する。 <p>というものでございます。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に何かご質問・ご意見ございませんか。 特にないですか。 （「なし。」の声あり。）</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p> <p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>ないようでございますので、調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。）</p> <p>調整方針(案)のとおり確認されました。 次に、協議第46号の1「社会教育関係の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。 事務局より説明してください。 10ページをご覧ください。 調整方針(案)といたしまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会教育振興計画については、新市において新たに策定する。 (2) 子どもセンターについては、合併時に廃止する。ただし、新市において本目的に沿った事業を検討する。 (3) 社会教育委員・社会教育指導員については、新市において新たに設置する。

	<p>(4) 学校週5日制推進事業については、合併時までに事業内容を検討・調整し、新市においても引き続き実施する。</p> <p>(5) 成人式及び60の集い事業については、新市において引き続き実施する。ただし、実施時期・場所・方法については合併時までに調整する。</p> <p>(6) 公民館事業については、合併時までに調整する。</p> <p>(7) 文化協会については、合併時に統合する。なお、文化祭等のイベントについては新市において調整する。</p> <p>(8) 社会教育関係団体については、団体等の意向を踏まえて合併時に統合可能なものは統合できるよう調整に努める。</p> <p>(9) 各町の指定文化財については、新市に引き継ぐものとし、新市において新たに文化財指定基準を設ける。なお、委員会については新市において再編する。</p> <p>(10) 生涯学習センターについては、新市に引き継ぐものとする。ただし、使用規程等については合併時に統一するものとする。</p> <p>(11) 図書の貸し出しは原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において相互利用が図れるようシステムの調整を行う。また、巡回図書については新市において検討する。</p> <p>(12) 歴史民族資料館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(13) 文化会館については、新市に引き継ぐものとする。ただし、会館の運営については、合併時までに調整し、事業については新市において調整する。</p> <p>というものであります。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>(「なし。」の声あり。)</p> <p>質問なしという声がございます。これも調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり。)</p> <p>調整方針(案)のとおり確認されました。</p>
<p>議長(会長 服部 一)</p>	<p>次に、協議第47号の1「社会体育関係の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。</p> <p>事務局より説明してください。</p> <p>12ページをお開きください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <p>(1) 体育指導委員会は、新市においてスポーツ振興法に基づき設置する。</p> <p>(2) 町主催の体育事業については、合併時までに現行の事業を基に関係団体等と実施内容・方法等について協議するものとする。</p> <p>(3) 体育協会については、合併時に統合する。</p> <p>(4) スポーツ少年団については、合併時に統合する。なお、単位団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、使用の手續及び管理については合併時までに調整する。</p> <p>(6) 区民広場設置事業補助金については、貴志川町の例により新市において実施する。</p> <p>というものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に対して質問・ご意見ございませんか。</p> <p>(「なし。」の声あり。)</p>
<p>事務局(次長 奥谷敏夫)</p>	<p>なしという声でございます。</p> <p>では、調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。</p>
<p>議長(会長 服部 一)</p>	<p>では、調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。</p>

<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>異議なしということで、調整方針(案)のとおり確認されました。</p> <p>次に、協議第48号の1「地域審議会等の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。</p> <p>事務局より説明してください。</p> <p>13ページをお開きください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律（以下「法律」という。）第5条の4第1項に規定する地域審議会、地方自治法第202条の4第1項及び法律第5条の5第1項に規定する地域自治区並びに法律第5条の8第1項に規定する合併特例区は設置しないというものであります。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 東委員</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>この件についてご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>東委員。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 事務局（総務課長 栗山房大）</p>	<p>この地域審議会でございますけれども、これは確か建設計画が計画どおり進んでいるかどうかというそういうことを監視するというそういう会というふうに私はちょっと思っているんですけれども、そうであるとしたら、先般実施しました住民意識調査の中で、やっぱり住民の方が心配しているのは、旧町での末端までいろいろな意見・意向が行き届くのかというようなことが非常に心配されている。これはいつも出てくる問題なんですけれども、そういう意味から言いましても、今後の建設計画を中心にして、やっぱり旧町におけるいろいろな細かい意見まで出される、それをその新しい市なら市の市議会に出すというそういう機能の会もあってもいいんじゃないかなと私は思っているわけですが。</p> <p>これはもう設置しないとなった理由づけですね、理由はということなんだろう。要するに市議会もあることやから住民の意見・意向は議会を通じて出してもらったらいいんじゃないかというそういうことなんだろう。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。</p> <p>事務局。</p>
	<p>お答えいたします。</p> <p>地域審議会を設置するかどうかにつきまして、8月の実は幹事会におきましてこの地域審議会あるいはもともとこの合併協議会が始まった時は、地域審議会のみが法律化されておきまして、今、委員がおっしゃられたように建設計画が計画どおりに進んでいるかどうかチェックするそういう機能を持たせると。そういった大きい意味合いの中で地域審議会というのが位置づけされたわけですが。</p> <p>5月だったと思うんですけれども、自治法とそれから合併特例法が新たな合併に関する法律ができて、地域自治区と言いますのと合併特例区と言いますすべてで4つの審議会あるいは特例区が法律化されました。これにつきまして8月の幹事会におきまして、これにつきましては合併特例区とか地域自治区の中で、2つの地域自治区には一般制度と合併に際しての特例制度とあるわけなんですけれども、その合併に関する場合に、合併特例区につきましてこれについては置くのであればすべて置かなければいけないかということになるんですけれども。</p> <p>地域審議会等について、もともとあります地域審議会等につきましては、旧町単位で置くところがあっても置かないところがあってもいいんです。ですから、それぞれの町の判断にお任せしようということになりまして、幹事会におきまして8月の幹事会だったんですけれども、それぞれ町で意見の集約をお願いいたしたいということで、9月の幹事会でそれぞれご意見を持ち寄っていただきまして、その時の結果は各町とも地域審議会はまだ設置しないとそういうことでございましたので、</p>

<p>議長（会長 服部 一） 山下委員</p>	<p>この案が提案される形になりました。ですから、どういう理由でもう置かなくてもいいのかという議論につきましては、それぞれの各町において十分ご議論されていることだと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうですか。</p> <p>山下委員。同じ意見ですか。関連ですか。</p> <p>東委員から大事な提案をされています。</p> <p>この審議会は法定協審議会と思いますが、しかし、これ、旧町では議会もない、公式な地域振興的な相談をする機会を何らかの形で置かれることも。この提案は私は賛成します。しかし、新市に移行した場合に、現在、新しい先ほど審議しました組織・機構のところで、地域振興部というのを置くわけ、これは担当部長を置いて。この地域振興部というのは、それぞれ旧町のこれまでの継続と新たに地域に生じた必要なこの課題というか、住民の意見を集約する何らかの振興部、いわゆる組織が要るのではないかと思います。</p> <p>そこで今、那賀町長さんから言われたように、こうした新市計画については、新市の企画部で推進はされると思いますが、地域の事情に精通する地域振興部のもとで地域の協議会か法定でなくても結構です。何らかの形で具体的に、ちょっと記録に入れていただければ、現在の区長さんとか自治組織だけを頼りにしていくのか、新たにそういう方々を法定ではないけれども、相談のできる協議機関というのは要るのではないかなと思うので、ちょっとこの提案について私も今出させていただきますので、補足して関連してほしいというか、提案をさせていただきます。それに類するような協議会を置かれることがいいのではないかなと思います。以上です。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 東委員</p>	<p>東委員どうですか。</p> <p>原則的には置かないというそういうことを各町でそれぞれ審議されて、議論されてここへ出てきたという、もうそれはわかりましたのでこれは結構ですけれども。ただいま桃山の町長も言われたように、やっぱりこういう機関というのはやっぱり、特に合併後の当面の間だけでもやっぱりこういう機関があった方が住民の意見が反映されていていいのではないかと私はそのように思いますので。</p> <p>とは言いながらも、ここで決めてしまうと、それじゃ旧町ごとにそれじゃこれからつくろうかと言ったって、それはもうつくらないということなんでしょう。そういうことなんですね。</p> <p>だけど、これに代わる今言ったようなことに代わるそういう意見を吸収する場というのがやっぱり必要なと思いますので、市議会議員といえども、各旧町に必ずしも分散されて選出されるとは限らないこともあるので、ですから、特に那賀町なんかの場合は一番よく出るの一番端の町になると。だからどうしても過疎化されるのと違うかということがよく出るんです。多分今度の説明会でもまた出ると思うんですけども、そういう時にそういうものを補う意味の機関として審議会というものも置けるんですよということも今まで私は説明したこともあるんで、それで申し上げたんですけども。私の意見として聞いておいてくれたら結構です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>両氏から新市に向けての提案でございますので、確認をしておいてください。</p> <p>この件について他にご意見ございませんか。</p> <p>（「なし。」の声あり。）</p> <p>ないようでございますので、調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>異議なしということで確認をされました。</p>

<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>次に、協議第49号の1「窓口業務の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。 事務局より説明してください。 14ページをお開きください。 調整方針(案)といたしまして、 (1)窓口業務については、組織体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないよう努める。 (2)窓口業務の時間については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3)休日の対応については、本庁及び支所に日直員を置くこととし、住民サービスの低下を招かないよう合併時までに調整する。 (4)夜間の対応については、合併時までに調整する。 (5)日曜予約役場については、貴志川町の例により新市に引き継ぐものとし、日直員が対応する。 というものであります。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ただいまの説明についてご質問・ご意見ございませんか。 ないようでございますので、調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」の声あり。)</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>異議なしということで、調整方針(案)のとおり確認されました。 次に、協議第50号の1「社会福祉協議会の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。 事務局から説明してください。 会議資料15ページをご覧ください。 調整方針(案)といたしまして、 (1)社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。なお、補助金については、新市において調整する。 (2)委託事業については、合併時までに調整する。 というものであります。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ただいまの説明に対してご質問・ご意見ございませんか。 (「なし。」の声あり。)</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>なしということでございます。 ただいまの件について調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」の声あり。)</p> <p>確認をされました。 次に、会議次第第5、次回協議会の開催について事務局より説明願います。 会議資料16ページをご覧ください。 次回第10回協議会につきましては、12月24日金曜日午後1時30分より打田町保健福祉センター4階ホール田園で開催いたします。 以上でございます。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたように、第10回の協議会は12月24日金曜日午後1時30分より打田町保健福祉センター4階ホール田園において開催させていただき、第1回合併協議会からご審議いただき、ご確認いただきました協定項目を合併協定書として取りまとめ、ご提案をさせていただきますのでよろしくお願いたします。 次に、会議次第第6その他ということで、委員の皆さん方、事務局から何かござ</p>

<p>副会長（貴志川町長 中村 慎司）</p>	<p>いませんか。 特にないようでございますので、これをもちまして第9回合併協議会を閉会させていただきます。 閉会に当たりまして、中村副会長よりご挨拶申し上げます。 今日は第9回那賀5町合併協議会ということで、長時間にわたってご協議をいただきありがとうございました。 また、特に「合併の期日」につきましては、提案を延ばして今日に持ち込み、またいろいろと協議をしていただいた結果、原案どおり11月7日ということの中で決定をされました。大変いろいろとご意見をいただきましたこと感謝を申し上げます。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>その他、協議事項につきましては、原案どおりご承認をいただきまして、12月24日に最終的な開催となるわけでございますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。今日の協議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。 これですべて終了いたしました。 皆様方には慎重なるご審議をいただきありがとうございました。 年末に向かい、寒さに向かってまいりますので、ご自愛の上、それぞれご活躍いただきたいと思います。 本日はありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会 午後4時08分 ）</p>

那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定に基づき、ここに署名する。

那賀5町合併協議会 会 長

同 署名委員

同 署名委員